

5. 滋賀県建設工事監督要領

滋賀県工事監督要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、滋賀県建設工事執行規則（昭和58年4月20日滋賀県規則第30号。以下「執行規則」という。）に定めるもののほか、県が施行する請負工事の監督について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「監督」とは、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条の2第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督を、「監督職員」とは、執行規則第9条に規定する監督職員をいう。

(監督業務)

第3条 監督をするため必要な業務（以下「監督業務」という。）は、基本的監督業務および付随的監督業務に区分し、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本的監督業務
別表－1の業務内容欄に掲げる業務
- (2) 付随的監督業務 次に掲げる業務
別表－2の業務内容欄に掲げる業務

(監督体制)

第4条 監督職員は2名以上とし、総括監督員、主任監督員および監督員を置く。
2 総括監督員は主任監督員および監督員を、主任監督員は監督員を指揮、指導するものとする。

(監督業務の分担)

第5条 監督職員は、別表－1に掲げるところにより基本的監督業務を分担して行うものとする。
2 監督職員は、別表－2に掲げるところにより付随的監督業務を分担して行うものとする。
3 契約の履行についての現場代理人に対する指示、承諾または協議等における書面上のやりとりは、現場代理人から監督職員あての書面は最も上位の監督職員（3名体制の場合は総括監督員、2名体制の場合は主任監督員）あてとし、監督職員から現場代理人あての書面は当該監督業務を担当した最も上位の監督職員名で行うものとする。

(監督職員の任命基準)

第6条 監督職員の任命については、工事の請負契約ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによるものとする。ただし、当該工事の規模または内容により必要でないと認めるときは、契約担当者（滋賀県財務規則第2条第8号に定める者をいう。以下同じ。）は第4条第1項の規定にかかわらず、総括監督員または主任監督員を置かないことができる。
(1) 総括監督員 主幹以上の職にあるもの
(2) 主任監督員 主査以上の職にあるもの
(3) 監督員 技師以上の職にあるもの
2 前項の規定にかかわらず、工事の特殊性その他正当な理由があるときは、契約担当者は、同項の各号に掲げる区分によらないことができるものとする。
3 前条の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により、総括監督員を置かないときであっても主任監督員が総括監督員の業務も行うものとする。

(指示票、承諾書)

第7条 監督職員は書面により受注者に対し指示または承諾を行うときは、原則として、指示票、承諾書（別記様式第2号）により行うものとする。

(検査の立会)

第8条 監督職員は、財務規則第243条の規定により検査の立会いを求められたときは、当該検査に立ち会い、その執行に協力するものとする。

(手直し工事等の監督)

第9条 完了検査、中間検査および出来形検査の結果により検査員が受注者に対し工事の手直し等を命じたときは、監督職員は、その履行を監督するものとする。

(事故報告)

第10条 監督職員は、当該工事において事故が発生したときは、別に定める「工事事務報告書の作成報告要領」に従い受注者に早急に事故発生報告書（別記様式50号）を提出させ、その内容の確認を行い速やかに所属長に報告するとともに建設工事事務データベースに登録および原課経由で監理課に報告するものとする。

(監督職員の引継ぎ)

第11条 監督職員の交替があったときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を速やかに引き継ぐものとする。

2 前項の引継ぎは、引継ぎ事項および引継ぎを終えた旨を記載した引継ぎ書を作成し、両者記名捺印して行うものとする。

(監督職員の職務の代行等)

第12条 監督職員（監督員を除く。）が欠けたとき、または事故があったときは当該工事に係る監督については、第6条第3項の規定を準用するものとする。

ただし、当該工事の監督が2名体制の場合は、契約担当者は第6条の任命基準に基づき別の者を任命するものとする。

(監督委託の場合の準用)

第13条 第3条および第7条から第11条までの規定は、財務規則第247条の規定による監督業務の委託を受けた者（法人の場合にあっては、当該法人の選定により契約担当者が承認したと者をいう。）に準用する。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、監督に必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

1 この要領(案)は、昭和58年5月1日から施行する。

※土木工事の検査基準方針及び監督要領（昭和39年土木部）および建築工事監督員執務要領（昭和46年土木部）ならびに県営土地改良事業工事監督員心得（昭和50年農林部）の全部を改正する。

2 改正後の要領(案)は平成6年6月20日より施行する。

3 改正後の要領は平成8年7月1日より施行する。

4 改正後の要領は平成14年4月1日より施行する。

別表－１（第３条、第４条及び第５条関係）

基 本 的 監 督 業 務	
1	関連する２以上の工事における工程等の調整
2	契約の履行についての受注者または現場代理人に対する指示、承諾または協議
3	設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成したこれらの図書の承諾
4	設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査または工事材料の試験もしくは検査(確認を含む)
5	受注者の工事関係者に対する措置要求
6	工事材料の検査
7	工事材料の調合または工事施工の立会及び工事材料の見本検査
8	支給材料の検査および引渡し
9	使用方法が設計図書で明示されていない支給材料または貸与品の使用に係る指示
10	工事の施工が設計図書に適合していない場合における改造請求
11	工事施工部分の破壊検査
12	次の各号における事実の調査およびその結果の通知
	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
	(2) 設計図書の誤びゅうまたは脱ろうがあること
	(3) 設計図書の表示が明確でないこと
	(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
	(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
13	臨機の措置に係る受注者に対する意見および措置請求
14	工事内容の軽微な変更に係る受注者に対する指示

別表－２（監督要領第３条、第４条及び第５条関係）

付 随 的 監 督 業 務	
1	工事着工前における受注者に対する工事内容の説明及び打合せ
2	受注者と協同して行う関係者に対する工事施工の広報
3	工事記録簿（別記様式第１号）の作成及び工事関係書類等の整備保管
4	工事進行状況の把握および所属長への報告

備 考

- 表中総括監督員および主任監督員、または主任監督員および監督員にて業務を分担する場合は、当該業務のうち重要なものについてはそれぞれ総括監督員、主任監督員が分担し、重要なもの以外についてはそれぞれ主任監督員、監督員が分担するものとする。
- 総括監督員、主任監督員および監督員において業務を分担する場合は、当該業務のうち重要なものについては総括監督員、軽易なものについては監督員、これら以外のものについては主任監督員が分担するものとする。

平成 年 月 日

(契約担当者)

殿

(受注者)

住所

氏名

現場代理人

㊞

事故発生報告書

下記の工事について、別紙事故報告書のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

- | | | | | | | |
|----------|----|----|---|-----|---|---|
| 1. 工事番号 | 平成 | 年度 | (| 年災) | 第 | 号 |
| 2. 工事名 | | | | | | |
| 3. 工事場所 | | | 市 | | 町 | |
| | | | 郡 | | 村 | |
| 4. 請負代金額 | | | | | | 円 |
| 5. 契約工期 | 自 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| | 至 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |

滋賀県建設工事監督要領の細部運用方針

この細部運用方針は、滋賀県建設工事監督要領（以下「要領」という。）第14条に基づき、土木交通部の工事（建築工事は除く。）の監督執行における運用について必要な事項を定めるものとする。

第1 工事記録簿の作成（要領別表－2）

工事施行に伴って、受注者または現場代理人に指示、承諾または協議を行った内容、工事施行状況の検査または立会等の所見、工事の進捗度あるいは地元関係者との交渉内容等を記述するものとする。必要があれば、指示票、承諾書の写しまたは略図等を添付してよいものとする。

第2 工事関係書類等の整備保管（要領別表－2）

監督職員は、次の各号に掲げる書類等を整備し、5号から10号までの書類等は、正本又は副本とともに保管するものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 工事着工届の写し
- (3) 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）届の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) 施工計画書
- (6) 実施工程表（施工計画書が受注者から提出されないとき）
- (7) 工事使用材料の資料
- (8) 施工管理整理図書及び工事写真帳
- (9) 工事記録簿
- (10) 指示票、承諾書の写し

第3 工事進行状況の把握（要領別表－2）

監督職員は、担当する工事の進行状況を正確に把握するよう努めるものとする。

- 2 当初工期が150日以上の上の工事は、受注者から工事履行報告書及び工程表に月々の実績を記入のうえ提出させるものとする。また、実績進捗率が計画進捗率に対して10%以上遅延した場合には、工事履行報告書に遅延事由を明記させ、併せて回復工程表を提出させて工期内に工事が完了するよう指導するものとする。

第4 監督職員の任命基準（第6条第1項）

監督職員の任命は、設計金額が1億円未満の場合は2名とし、1億円以上の場合は3名とする。ただし、職員の配置状況等によりこれにより難しいときは、この限りでない。

- 2 県職員採用後、半年未満の技師は監督員補助とする。ただし、やむをえない理由がある場合には、監督員に任命できるものとする。

第5 指示票、承諾書（第7条）

指示または承諾いずれの場合も、要領別記様式第2号によりがたいときは、別に作成してよいものとする。

第6 検査の立会（第8条）

監督職員は、第2に定める工事関係書類等を予め準備し、検査立会時に持参するものとする。

また、受注者に対し、その他の検査に必要な説明資料及び用具等の準備をするよう指導するものとする。（滋賀県建設工事検査要領参照）

第7 基本的監督業務および付随的監督業務内容（要領別表－1、2）

業務内容の分担及び滋賀県建設工事請負契約約款の条文との関係は、別表－2に示すとおりである。該当する条文および滋賀県建設工事請負契約約款を熟読して業務内容を正しく理解のうえ、適正な監督業務を遂行するものとする。

- 2 低入札価格調査対象者に落札決定した工事には、監督技術マニュアル（近畿地方整備局）による重点監督を行うものとする。

第8 工事内容の軽微な変更（要領別表－1中第14項）

軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する変更というものとする。

- (1) 精査の結果による、現地に即応した簡単な施設の変更
- (2) 工法に変更なく、土質区分の変更およびそれに伴う法長等の変更
- (3) 簡易な構造物の部分的な寸法、延長等の変更
- (4) 主たる構造物に付随する施設の工事長、位置および形状の変更
- (5) 指定仮設の変更で、工事に重大な影響を及ぼさないもの
- (6) 採取土、捨土等の指定箇所の変更
- (7) その他、上記各号に属さない事項で、局部的な変更

第9 設計変更に伴う変更契約

別に定める「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱（案）」によるものとする。

別表-2

監督業務の分担および約款条文との関係

基 本 的 監 督 業 務				
業 務 内 容	総括監督員	主任監督員	監 督 員	約款条文
1 関連する2以上の工事における工程等の調整	○	○	○	2
2 契約の履行についての受注者または現場代理人に対する指示、承諾または協議	○	○	○	9②(1)
3 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した詳細図等の承諾		○	○	9②(2)
4 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査(確認を含む)	○	○	○	9②(3)
5 受注者の工事関係者に対する措置要求	○	○		12①
6 工事材料の検査		○	○	13③
7 工事材料の調合または工事施工の立会及び工事材料の見本検査		○	○	14④
8 支給材料の検査および引渡し		○	○	15②
9 使用方法が設計図書で明示されていない支給材料または貸与品の使用に係る指示	○	○		15⑩
10 工事の施工が設計図書に適合していない場合における改造請求		○	○	17①
11 工事施工部分の破壊検査	○	○		17②、③
12 次の各号における事実の調査およびその結果の通知				18②、③
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと	○	○	○	18①(1)
(2) 設計図書の誤びゅうまたは脱ろうがあること	○	○	○	18①(2)
(3) 設計図書の表示が明確でないこと	○	○	○	18①(3)
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと	○	○	○	18①(4)
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと	○	○		18①(5)
13 臨機の措置に係る受注者に対する意見および措置請求	○	○	○	26①、③
14 工事内容の軽微な変更に係る受注者に対する指示		○	○	
付 随 的 監 督 業 務				
業 務 内 容	総括監督員	主任監督員	監 督 員	約款条文
1 工事着工前における受注者に対する工事内容の説明及び打合せ		○	○	
2 受注者と協同して行う関係者に対する工事施工の広報		○	○	
3 工事記録簿(別記様式第1号)の作成及び工事関係書類等の整備保管			○	
4 工事進行状況の把握および所属長への報告			○	